

労働基準法の一部を改正する法律等の施行 (賃金請求権の消滅時効期間の延長等) について (厚生労働省)

本年4月1日、労働基準法の一部を改正する法律等の施行により、賃金請求権の消滅時効期間等が延長となったことを受け、厚生労働省より日本商工会議所宛てに、同法の改正内容等の周知依頼がありました。

(改正内容)

1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長等

- ・ 賃金請求権の消滅時効について、5年に延長しつつ、当分の間は3年とする
- ・ 消滅時効の起算点が客観的起算点(賃金支払日)であることを明確化
(※) 退職金請求権の消滅時効期間(現行5年)等は変更なし

2. 記録の保存期間等の延長

- ・ 賃金台帳等の記録の保存期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長しつつ、当分の間は3年とする。
(※) 賃金の支払に係る記録については、賃金の支払期日が記録の完結の日等より遅い場合には、当該支払期日が記録の保存期間の起算日となることを明確化
- ・ 割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長しつつ、当分の間は3年とする。

3. 施行期日、経過措置、検討規定

- ・ 施行期日：2020年4月1日
- ・ 経過措置：施行日以後に支払日が到来する全ての賃金請求権について、新たな消滅時効期間を適用
- ・ 検討規定：本改正法の施行5年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じる

※) 本件のリーフレットにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

※) 新たに労務管理機器等を導入する際は「働き方改革推進支援助成金」を活用できますので、[こちら](#)もご覧ください。